

## 日本国際理解教育学会規約

第1条(名称) 本会は、日本国際理解教育学会 (Japan Association for International Education) と称する。

第2条(目的) 本会は、国際理解教育の研究と教育実践にたずさわる者が、研究と実践を通じて、我が国の国際理解教育を推進し、その発展に寄与することを目的とする。

第3条(事業) 本会は、前条の目的を達成するために次の事業を行う。

- (1) 年次大会の開催、その他の研究会の開催
- (2) 会報、紀要等の出版物の編集・刊行
- (3) 会員名簿の作成
- (4) 研究調査活動の実施と促進
- (5) 海外の研究者・教育実践者との交流
- (6) その他、本会の目的を達成するに相当と思われる諸活動

第4条(会員) 会員は、正会員、学生会員、団体会員とする。

- (1) 正会員は、本会の目的に賛同する者とする。正会員1名の紹介により理事会に申し込み、その承認を得る。
- (2) 学生会員は、学生の身分を有する者とする。正会員1名の紹介により理事会に申し込み、その承認を得る。
- (3) 団体会員は、本会の目的に賛同し、正会員1名の紹介により入会を申し込み、理事会の承認を得た者とする。団体会員は、議決事項を除き、本会の事業に参加できる。
- (4) 会員は、会費の納入を怠った場合、会員としての資格を失うことがある。

第5条(会費) 会員は、入会金及び会費を納入するものとする。金額は理事会が提案して総会において審議決定する。

第6条(役員) 本会の事業を運営するために次の役員を置く。役員は正会員のうちから選ぶものとする。

会長	1名
副会長	1名又は2名
事務局長	1名
理事(常任理事を含む)	若干名
監事	2名

(1) 会長は、理事の互選により選出され、総会の承認を得る。会長は、会務を統括し、本会を代表する。

(2) 副会長は、理事の互選により選出され、総会の承認を得る。副会長は、会長を補佐し、会長が事情によってその職務を遂行できない場合は、それを代行する。

(3) 事務局長は、本会の事務を所掌する。

(4) 理事は、会員の選挙により選出される者と、会長が会員の中から推薦し、総会の承認を得る者を含む。但し、後者の数は前者の同数を越えることはできない。

(5) 理事の互選により、常任理事若干名を決める。

(6) 監事は、会長が提案し、理事会及び総会の承認を経て委嘱する。監事は本会の会計を監査する。

第7条(役員の任期) 役員の任期は3年とする。但し、再任は妨げない。役員は満70歳をもって定年とする。

第8条(顧問) 本会には顧問を置くことができる。

(1) 顧問は、理事会の推薦によって会長が委嘱する。

(2) 顧問は、本会の事業に関する会長の諮問に応じ、また、必要に応じ本会の事業に関し、会長に意見を具申することができる。

第9条(総会・理事会・常任理事会) 本会に総会、理事会及び常任理事会を置く。

(1) 総会は、正会員、学生会員をもって組織し、本会の最高の議決機関として、本会の事業及び運営に関する重要事項を審議

し決定する。総会は定例総会及び臨時総会とし、定期総会は年1回の年度大会のときに開催する。臨時大会は会長が必要と認める場合、随時開催する。総会での議決は原則として出席者の過半数をもって行う。

- (2) 理事会は、会長及び理事をもって組織し、総会に提出する本会の事業並びに予算・決算に関する議案を審議する。
- (3) 理事会は、定足数の3分の2以上の出席をもって開催することができる。
- (4) 常任理事会は、会長、副会長及び常任理事をもって組織し、理事会の委嘱を受けて本会の業務を執行する。
- (5) 理事会、常任理事会には必要に応じ、構成員以外の者の出席を認めることができる。

第10条（委員会・各種事業） 本会は、各委員会、各種事業担当部署を置く。

- (1) 各委員会の名称およびその業務は、理事会において定めるものとする。
- (2) 各委員会は、理事及び協力委員をもって組織し、当該委員会の事業を担当する。
- (3) 各委員会の長は常任理事とし、会長が委嘱する。
- (4) 各委員会の副委員長は委員長の委嘱もしくは委員の互選とする。
- (5) 各委員会に協力委員を若干名置くことができる。協力委員は本学会員とし、理事会の承認をもって委嘱することができるものとする。
- (6) 各種事業は、常任理事会が管掌するものとする。

第11条（所在地・事務局） 本会の事務局を京都府京都市中京区西ノ京朱雀町1 立命館大学大学院教職研究科森田真樹研究室に置く。

- (1) 事務局には事務局長及び職員若干名を置

く。

- (2) 事務局は、理事の中から、理事会の承認を得て会長が委嘱する。

第12条（会計） 本会の経費は会費、入会金、寄付金、その他の収入をもってこれにあてる。

- (1) 本会の会計年度は毎年4月1日に始まり、翌年3月31日に終わる。

第13条（規約の改正） 本規約は、理事会の承認を得て、総会出席者の3分の2以上の賛成をもって改正することができる。

付則1 この規約は1990（平成2）年1月26日の日本国際理解教育学会の設立総会において制定し、その日より発行する。

付則2 この規約は1995（平成7）年1月22日から施行する。

付則3 この規約は1998（平成10）年6月14日から施行する。

付則4 この規約は2001（平成13）年4月1日から施行する。

付則5 この規約は2001（平成13）年6月9日から施行する。

付則6 この規約は2004（平成16）年6月6日から施行する。

付則7 この規約は2007（平成19）年7月28日から施行する。

付則8 この規約は2010（平成22）年7月3日から施行する。

付則9 この規約は2011（平成23）年4月1日から施行する。

付則10（委員会・各種事業に関する条項の追加等に伴う一部改正）

この規約は2016（平成28）年4月1日から施行する。

付則11（事務局所在地の変更に伴う一部改正）

この規約は2017（平成29）年4月1日から施行する。

## 日本国際理解教育学会倫理綱領

日本国際理解教育学会は、多様な文化や社会事象を対象とする広領域かつ横断的で総合的な研究を推進して社会に貢献することが期待されている。したがって、本学会の会員（以下、会員）は、この期待に応えて、基本的人権を尊重し、学会としての社会的責任を履行して、会員による研究の妥当性と公正性を高めることが求められている。これらの実施に当たって、以下の倫理綱領を制定する。

本綱領は、会員が心がけるべき倫理綱領であり、会員には自覚と責任をもって国際理解教育の下、研究・教育・実践活動において、その対象者の健全な成長と教育研究の発展に寄与することが求められる。

本学会は、上記の主旨に基づき、以下の条項を定める。

### 1. 基本的人権の尊重

会員はすべての人間の基本的人権と尊厳を尊重し、研究の対象者、及び活動に関わるすべての組織・集団と個人の権利を侵害しないよう努力しなければならない。

### 2. 研究の実施に伴う責任

会員は、研究の実施にあたって、国際理解教育の発展に寄与しようとする積極的意思をもたなければならない。研究の対象に対して常に敬意を払い、並びに事実の公平・公正な解釈と事実に基づく証明に努めなければならない。研究成果を捏造してはならない。

### 3. 成果の公表に伴う責任

会員は、研究成果の公表に際しては、以下の点に留意し、研究者としての社会的責任を自覚して行わなければならない。

- (1) 調査協力者には事前に承認を得て、本人の了解なしに個人が特定されることがないようにする等、個人のプライバシー、及び社会的規範を侵す行為をしてはならない。
- (2) 研究成果の剽窃・盗用、データの改ざん・捏造等、著作権を侵害するような行為をしてはならない。
- (3) 二重投稿（他学会紀要等に、同一時期に内容・記述が大幅に重複する研究論文を投稿）してはならない。
- (4) 共同研究の場合には、共同研究者の同意を得るとともに、その権利と責任に十分配慮しなければならない。

### 4. 情報提供者・研究協力者への説明責任・人権尊重

会員は、研究のための情報提供者・研究協力者について、研究の目的、方法およびその成果の公表に関して説明責任を負うとともに、情報提供者・研究協力者の人権を尊重し、個人情報などの秘密保持に配慮し、名誉を傷つけることおよび身体的苦痛や心理的苦痛を与えることがあってはならない。

### 5. 秘密保持・情報管理

会員は、教育・研究等の活動にともなって得られた情報を厳重かつ適正に管理し、研究等に関わる社会的規範の範囲をこえて、こうした情報等を目的以外に使用してはならない。併せて、プライバシーに関わる情報については、関連する法規範を遵守しなければならない。

2018年6月16日総会にて承認